

相・続・通・信 第22号

HP も是非ご覧ください！

相続 松本

検索

「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成 25 年 1 月



◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アグーゾ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

全県一斉！新エンディングノート完成記念セミナー開催！

『新エンディングノートの書き方』セミナー

平成 25 年を迎え、冬本番の季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当センターでは、少しでも多くの方に「相続」について考える機会を持っていただけるよう、今年も様々なセミナーを開催していく予定でおります。今後も変わらぬご愛顧を宜しくお願い申し上げます。

さて、来る 2 月 2 日（土）飯田市にて、2 月 9 日（土）松本市・長野市にて、『新エンディングノートの書き方』セミナーを開催致します。この度、当センターでは、より多くの方に実用的に使うことができるよう、オリジナルの『エンディングノート』を作成致しました。その完成を記念して、全県一斉のセミナー開催となります。今回、参加された方には、お一人様につき 1 冊ずつ『エンディングノート』をプレゼントさせていただきます。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望する方は、参加したい会場の電話番号までご連絡ください。多くの方のご参加、お待ちしております！

《長野会場》・・・担当：長野駅前店

◆日時：2 月 9 日（土）

午後 2:30～4:30（開場 2:00）

◆場所：ホクト文化ホール

（旧：長野県県民文化会館）

◆定員：50 名 ◆持ち物：筆記用具

☎ : 0 1 2 0 - 4 9 - 1 3 2 2

《飯田会場》・・・担当：飯田店

◆日時：2 月 2 日（土）

午後 2:00～4:00（開場 1:30）

◆場所：南信州・飯田産業センター

（旧：地場産業センター）

◆定員：30 名 ◆持ち物：筆記用具

☎ : 0 1 2 0 - 1 3 - 6 4 1 5

どちらかお好きな
色をプレゼント！

《松本会場》・・・担当：松本駅前店

◆日時：2 月 9 日（土）

午前 10:00～12:00（開場 9:30）

◆場所：市民タイムすみず野ホール

◆定員：30 名 ◆持ち物：筆記用具

☎ : 0 1 2 0 - 9 7 - 3 7 1 3

※☎申込受付時間：（月～金） 9:00～19:00

（土日祝） 10:00～18:00

※長野駅前店・飯田店は、土日祝は松本駅前店へ転送となります。



相続手続支援センター®

～相続の現場から～

遺言はいつ作成したらよいですか？

「遺言公正証書が重要だということはわかりました。でも、いつ作ったらよいのでしょうか…？」
このような質問を受けることがあります。遺言は15歳から作成はできますが、実際に作成するとなるといつが「適正な時期」なのかお悩みになるのも分かります。では、いつが適正なのでしょう。

まず遺言は、何のために作るのでしょうか？

①ご自身の財産をご自身が受け取ってもらいたい方に確実にお渡しができるように作成する方もいます。②相続人同士が話し合いをするのが難しいという理由で作成をする方もいます。遺言がなければ相続人全員で話し合いをし、誰が何をもらうかを決めます。相続人の中に海外にお住まいの方がいたり、認知症の方がいたりすることで話し合いをするのが難しい場合は、有効な遺言があれば話し合いを持たずに遺言の記載通りに名義変更ができます。このように遺言がある場合は「話し合いが不要」となるだけでなく、戸籍等相続に必要な資料も減り、相続手続きが簡易になります。③煩雑な相続手続きを簡易にするために遺言を作成する方もおられます。

作成時期を考える上で大切なのは、ご自身がご自身の財産について考え、誰にもらってもらいたいのかを考えることからだと思います。「自宅はAに」や「預貯金はBに」、「Cに全部の財産を」など、お気持ちが固まった時が、遺言を作成するのに適正な時期なのではないでしょうか。

「あまり早いと遺言書の内容が変わるかもしれない…」とおっしゃる方もおられますが、遺言の変更は可能です。また、「まだ相続を考える年齢ではないから…」と思われる方もおられますが、ご自身の相続を考える年齢まで待つのはおすすしません。なぜなら、ご自身の相続の発生する時期は誰にも分からないこと、そしてご自身の死期を受け入れなければいけない時点で作成する遺言というのは、ご自身も、ご家族も本当につらいことだと思うからです。

「オイオイ、ちょっと気が早いんじゃないのか～?!」と、笑いながら話ができるような時期に遺言を作成するのが、理想的な作成時期なのではないでしょうか。

相続“豆”知識

ノーベル賞のはじまりは『遺言』だった!?

ノーベル賞といえば、最近注目となった 山中 伸弥 京都大学教授が iPS 細胞の研究で、ノーベル生理学・医学賞を受賞したことが話題となりましたね。

皆さんもご存知の通り、アルフレッド・ノーベル氏がダイナマイトの開発で巨万の富を築いたことは有名な話ですが、実はこのノーベル賞 アルフレッド・ノーベル氏が、愛人に自分の財産を全て浪費されてしまう事を心配して「私の遺産の全てを世の中の人の為に使って欲しい」と遺言を残していた事が始まりだそうです。

皆さんも有効な遺言で自分の思いを残してはいかがでしょうか。

遺言書を作りたいけど・・・何をどうしたら良いか分からないと悩まれている方、無料相談を実施しております。その他にもご相談は無料で受け賜っております。

お気軽にお問合せ下さい。

※今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、お手数ですが、下記までご連絡をお願い致します。



松本駅前店：0120-97-3713



長野駅前店：0120-49-1322



飯田店：0120-13-6415



相続手続支援センター®